

旭川市保育所等利用調整基準

保育所等（2号認定子ども又は3号認定子どもが利用する保育所，認定こども園又は地域型保育事業）の利用申込者数が，受入可能数を上回る場合には，旭川市で利用調整（選考）を行う。

利用調整は，保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し，保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に保育所等を利用できるよう，本表に基づき調整するものとする。

利用調整は，下の表の右欄「基礎点数」及び「調整点数」の点数を合計し，合計点数の高い世帯の子どもから優先的に保育所等の利用を可能とする。

【 基礎分 】

保育の必要性の事由			基礎点数
1 就労	被雇用者	月の就労時間が160時間以上	100
		月の就労時間が140時間以上160時間未満	90
		月の就労時間が120時間以上140時間未満	80
		月の就労時間が100時間以上120時間未満	70
		月の就労時間が 80時間以上100時間未満	60
		月の就労時間が 60時間以上 80時間未満	50
	自営業者（生計中心者）	月の就労時間が160時間以上	100
		月の就労時間が140時間以上160時間未満	90
		月の就労時間が120時間以上140時間未満	80
		月の就労時間が100時間以上120時間未満	70
		月の就労時間が 80時間以上100時間未満	60
		月の就労時間が 60時間以上 80時間未満	50
	自営業者（生計協力者）・ 内職者	月の就労時間が160時間以上	80
		月の就労時間が140時間以上160時間未満	70
		月の就労時間が120時間以上140時間未満	60
月の就労時間が100時間以上120時間未満		50	
月の就労時間が 80時間以上100時間未満		40	
2 妊娠・出産	産前6週（多胎妊娠の場合は産前14週）から産後8週		100
3 疾病・障害	入院（1か月以上）		100
	自宅療養	常時臥床	100
		1か月以上の安静又は月15日以上通院	50
		精神性疾患	80
	身体障害者手帳	1級・2級（聴覚は6級以上，音声・言語は4級以上）	100
		3級	90
療育手帳	A・B		100
精神障害者保健福祉手帳	1級・2級・3級		100
4 親族等の介護 ・看護	病院等で入院付添	月15日以上かつ月60時間以上の付添	100
	在宅介護・看護 （月60時間以上）	重度心身障害者又はねたきり老人の介護・看護	80
		軽度心身障害者の介護・看護	40
5 災害復旧			100
6 求職活動			30
7 就学・職業訓練	月の就学時間が160時間以上	100	
	月の就学時間が140時間以上160時間未満	90	
	月の就学時間が120時間以上140時間未満	80	
	月の就学時間が100時間以上120時間未満	70	
	月の就学時間が 80時間以上100時間未満	60	
	月の就学時間が 60時間以上 80時間未満	50	
8 虐待・DVのおそれ			100
9 その他市長が認めた理由			10～100

基礎分について

- ・ 父母の保育の必要性の事由に応じて，基本点数を設定する。
- ・ 基本点数は，父母それぞれの点数の合算とする。
- ・ 父母がいない場合は，その他の保護者で基本点数を設定する。
- ・ 父母が複数の保育の必要性の事由に該当する場合は，原則として基本点数が高い事由のみを設定する。

【 調整分 】

状 況		調整点数
1	ひとり親家庭	130
2	生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合）	10
3	生計中心者等の失業により，就労の必要性が高いと認められる場合	10
4	虐待のおそれがある場合など，社会的養護が必要な場合	1000
5	DVのおそれがある場合など，社会的養護が必要な場合	100
6	小学校就学前子どもが障害を有する場合又は特別支援保育を必要とする場合	20
7	育休明け・産休明け	50
8	兄弟姉妹に施設等利用児（2号認定・3号認定）がいる場合	50
9	地域型保育事業又は乳児保育所の卒園児	130
10	同一認定こども園内で1号認定から2号認定へ移る場合	1000
11	多子家庭	
	小学校就学前児童2人	5
	小学校就学前児童3人以上	10
12	保護者が認可保育所等で保育士等として教育・保育に従事する場合又は放課後児童健全育成事業に従事する場合	100
13	その他市長が認めた理由	10～500

調整分について

- ・複数の状況に該当する場合は，該当する項目すべてを加算したものを調整点数とする。
- ・父母それぞれが同一項目に該当する場合は，重複して加算せず1人分の調整点数とする。

その他

- ・他の市町村との広域利用に係る利用調整については，当該市町村と締結する協定等に基づき，別途調整を行うこととする。
- ・地域型保育事業を卒園後，旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第42条第1項第3号に規定する連携施設への入所を希望する場合については，原則として，当該連携施設において保育を提供することを優先するものとする。